

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (第38号議案)

### 【幼稚園教育職員】

#### 1 改正の背景

国家公務員との均衡を図るため、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に係る管理職員特別勤務手当が見直しされたことに伴い、幼稚園教育職員においても同様の見直しを行う必要がある。

#### 2 改正の概要

管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日の支給対象時間を拡大する改正を行う。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現行
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時または緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日または休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額 (第4項省略)</p> <p>付 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時または緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日または休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額 (第4項省略)</p>